

令和 8 年度 沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業  
業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託事業名

令和 8 年度 沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業

2 事業の目的

次に掲げる事業を一体的に実施することにより、生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）の自立の促進を図る。なお、本事業は、沖縄市、豊見城市及びうるま市と共同で実施するものである。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）
- (2) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日付社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（以下「実施要綱」という。）の 3 の(4)のイに規定する被保護者就労準備支援等事業のうち、被保護者就労準備支援事業の一般事業（以下「被保護者就労準備支援事業」という。）

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 予算額 ※企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない。

53,604 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>

① 就労準備支援事業 24,688 千円

（県 13,316 千円、沖縄市 4,227 千円、豊見城市 2,740 千円、うるま市 4,405 千円）

② 被保護者就労準備支援事業 28,916 千円

（県 13,316 千円、沖縄市 9,000 千円、豊見城市 1,500 千円、うるま市 5,100 千円）

## 5 対象経費

対象経費は、事業の実施に必要な次の経費とする。ただし、利用者に支給する工賃や交通費など個人に対する手当は委託料の対象とならないが、就労体験を行う際の保険の加入に関する費用は対象となる。

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

## 6 委託業務の内容

### (1) 次に掲げる通知で規定する内容

ア 実施要綱の別添 4 及び別添 5 の 2 の(1)のウの(ア)

イ 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」（平成 27 年 3 月 27 日社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（最新：令和 7 年 5 月 14 日 15 版）

ウ 「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添 3 「就労準備支援事業の手引き」（令和 7 年 4 月 1 日付け改正後）

### (2) 実施体制の確保

ア 就労準備支援を行う担当者（以下「就労準備支援担当者」という。）を常勤換算方法で、北部圏域に「1」以上、中部圏域に「5」以上、南部圏域に「3」以上、計「9」以上配置する。そのうち 1 人以上は責任者として、常勤の職員を配置する。

常勤換算方法とは、就労準備支援担当者のそれぞれの勤務延時間数の総数を受託事業者において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

イ 就労準備支援担当者のほか、県と調整の上、本事業の円滑な実施のために必要とされる者を配置できるものとする。

ウ 就労準備支援担当者は、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者、就労支援員業務に従事している者（従事していた者も含む。）、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を

有する者等、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

- エ 職員の配置場所については、法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業及び福祉事務所との連携が不可欠であること、本事業の利用者がハローワークを利用することに留意すること。

(参考) 就労準備支援担当者が配置されている窓口 (R8.2.12時点)

- ① 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 北部  
(名護市大中3-9-1 官公労2階)
- ② 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 中部  
(沖縄市明道1-21-5 1階)
- ③ 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部  
(南風原町宮平492-21 SKSビル1階)

(3) その他、6の(1)に関連して実施する取組

- ア 利用者の状態や抱える課題に応じた支援を実施するための多様な支援メニューの検討及び就労体験先の開拓
- イ 法に基づく各事業(法第16条に規定する生活困窮者就労訓練事業を含む。)及び福祉事務所との連携
- ウ 窓口から遠隔の市町村に住む利用者を支援するための取組
- エ ひきこもり等の理由で、自ら相談に訪れることが困難な者を支援につなげるための取組
- オ 地域の生活困窮者を、地域の社会資源や住民等の参画を得ながら早期に把握できるようにするための、地域ネットワークづくりに向けた取組
- カ 本事業の共同実施を円滑に推進するための取組

(4) 留意事項

- ア 被保護者就労準備支援事業の内容は、次に掲げるものを除き、就労準備支援事業のとおりとする。
  - (ア) 対象者は、就労に向けた課題を多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者であると県、沖縄市、豊見城市、うるま市が判断し、事業利用に同意した者とする。
  - (イ) 対象者から本事業の利用に係る同意を得た場合は、県、沖縄市、豊見城市、うるま市は、委託事業者に支援要請を行う。
  - (ウ) 支援の終了は、就労準備支援プログラムの達成状況等を考慮し、県、

沖縄市、豊見城市又はうるま市が実施するモニタリングの結果により決定する。

イ 必要に応じて、労災保険に代わる保険制度への加入その他災害補償のための措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら、就職後の職場定着や正職転換に向けた支援を実施すること。

## 7 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ チラシ・ポスター等広報物の制作
- ④ 原稿・データの入力及び集計
- ⑤ 外部専門家によるカウンセリングや外部講師による講習の実施
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務